

特定健康診査を受診しましょう (国民健康保険の人)

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査を実施します。

メタボリックシンドロームは、糖尿病、脳卒中、心臓病といった生活習慣病との関わりが深く、早期発見や予防が重要とされています。

特定健康診査は、自覚症状が現れにくい生活習慣病の発見や健康チェックになるほか、毎年受診することでご自身の健康管理に役立ちますので、ぜひご利用ください。

今まで受診をされたことがない人は、これを機会にぜひ受診してみてください。

■特定健康診査

◇対象者

田布施町国民健康保険の加入者で40歳～74歳の人。対象者には5月下旬に『特定健康診査受診券』と『質問票』を送付します。

※4月～12月に75歳になる人は、国民健康保険の『特定健康診査』ではなく後期高齢者医療の『健康診査』の対象になります。受診券は誕生日の翌月下旬頃に送付します。

※町が実施する『外来人間ドック助成事業』を利用する場合は、特定健康診査を受診することはできません。

※被用者保険(全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など)の加入者およびその被扶養者は、加入している保険者から健診方法などについて通知する予定です。

※生活保護の受給者で受診を希望する場合は、保健センター(☎52・4999)にご連絡ください。

◇受診料

無料

◇受診方法

令和7年1月31日(金)までに郡内の実施医療機関で受診してください。

さい。医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください。

受診の際は、『特定健康診査受診券(コスモス色)』、『質問票』、『国民健康保険被保険者証』を必ず医療機関の窓口に掲示してください。

◇受診結果

受診された月の約2か月後に個別に通知します。

◇集団健(検)診

9月14日(土)に西田布施公民館で『特定健康診査』と『がん検診』を同時実施します。健(検)診を平日に受診できない人はこの機会に、ぜひご利用ください。

集団健(検)診を希望する人は、受診券および同封の申込書を6月28日(金)までに健康保険課(1階⑥窓口)に提出してください。

■特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判定された人を対象に、保健師や管理栄養士が無料でアドバイスをを行い、生活習慣を見直すサポートをします。

※対象者には個別に通知をします。

健康診査のご案内 (後期高齢者医療の人)

後期高齢者医療に加入している人は、ご自身の健康管理のために山口県後期高齢者医療広域連合が実施する『健康診査』を受診しましょう。

◇対象者

後期高齢者医療の加入者。対象者には4月下旬に『健康診査受診券』と『質問票』を送付しています。

◇受診料(自己負担額) 500円

◇受診方法

令和7年3月31日(月)までに、県内の実施医療機関で受診してください。医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください。

受診の際は、『健康診査受診券(橙色)』、『質問票』、『後期高齢者医療被保険者証』を必ず医療機関の窓口に掲示してください。

◇受診結果

受診した医療機関で説明を受けてください。